

令和 4 年

舞鶴市議会 6 月定例会議案

第 31 号議案～第 38 号議案

令和 4 年 6 月 2 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 31 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (令和 3 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 15 号))	1 専決書 別冊
第 32 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	3
第 33 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)	別冊
第 34 号 議案	令和 4 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 2 号)	〃
第 35 号 議案	舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について	6
第 36 号 議案	舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定につ いて	11
第 37 号 議案	舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定につい て	13
第 38 号 議案	市道路線の変更について	14

## 第 31 号議案

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

令和 3 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 15 号)(専決第 3 号)

令和 4 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

## 参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

## 第 32 号議案

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 4 号)

令和 4 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

専決第 4 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

附則第 7 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附

則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 7 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「100 分の 5」の右に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 1 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 第 35 号議案

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例制定について

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例  
(舞鶴市市税条例の一部改正)

第1条 舞鶴市市税条例(昭和31年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の 4 第 1 項中「交付」の右に「(法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加え、同条第 2 項中「交付手数料」を「交付の手数料」に改める。

第 33 条第 4 項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第 33 条第 6 項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第 35 条の 3 の 2 第 1 項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第 2 項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する

源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第 2 項中「第 2 条第 4 項ただし書」を「第 2 条第 3 項ただし書」に改める。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。)の氏名

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「者であって、」の右に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 3 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において同じ。)又は」を、「控除対象扶養親族」の右に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

附則第 4 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 7 条の 2 中第 19 項を第 20 項とし、第 18 項を第 19 項とし、第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 13 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る

配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第14条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第17条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第17条の3第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第17条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削り、「租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定及び」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び」に改める。

附則第21条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第22条を削る。

(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち舞鶴市市税条例第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族( )の右に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項及び第

36条の3の3第1項並びに附則第2条の3第1項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中舞鶴市市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第4条の3の2第1項、第14条の2第3項及び第21条の改正規定並びに同条例附則第22条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中舞鶴市市税条例第33条第4項及び第6項、第35条の3の2第1項及び第2項並びに第36条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第13条の3第2項、第17条の2第4項並びに第17条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(舞鶴市市税条例等の一部を改正する条例(令和3年条例第22号)附則第2項の改正規定に限る。)の規定並びに附則第5項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中舞鶴市市税条例第18条の4第1項の改正規定及び次項の規定 令和6年4月1日

(納税証明書に関する経過措置)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例第18条の4第1項(地方税法(昭和25年法律第226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の舞鶴市市税条例(以下この項及び次項において「新条例」という。)第36条の3の2第1項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の舞鶴市市税条例(次項において「旧条例」とい

う。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の舞鶴市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の改正に伴い、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を延長するとともに、貯留機能保全区域内にある土地に係る固定資産税の課税標準の特例措置を講ずる等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 36 号議案

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成 6 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「15,800 円」を「16,100 円」に改め、同号イ中「7,560 円」を「7,700 円」に改める。

第 8 条中「525 円 6 銭」を「541 円 31 銭」に、「310,500 円」を「316,250 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の改正に伴い、舞鶴市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公費負担の限度額を改めたいので提案する。

## 第 37 号議案

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

舞鶴市都市公園条例の一部を改正する条例

舞鶴市都市公園条例(昭和 33 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「並びにアジサイ園」を「、アジサイ園並びに紅葉園」に改める。

第 9 条の 2 中「及びアジサイ園」を「、アジサイ園及び紅葉園」に改める。

第 13 条第 2 項中「並びにアジサイ園」を「、アジサイ園並びに紅葉園」に改める。

別表第 2 舞鶴自然文化園の項中「アジサイ園」の右に「、紅葉園」を加え、同表備考中「7 月 20 日まで」の右に「、紅葉園にあつては 10 月 1 日から 11 月 30 日まで」を加える。

別表第 2 の 4 中「及びアジサイ園」を「、アジサイ園及び紅葉園」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

舞鶴自然文化園の紅葉園について、その維持管理に必要な経費に充てるため、毎年一定の期間、有料公園施設とすることとし、その使用料を定めたいので提案する。

## 第 38 号議案

### 市道路線の変更について

下記のとおり市道路線を変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

### 記

路 線 名	変更	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
東戸田井砂入2 号線	前	舞鶴市字七日市小字砂入 440 番 1	から
		舞鶴市字七日市小字砂入 437 番 6	まで
	後	舞鶴市字七日市小字砂入 440 番 1	から
		舞鶴市字七日市小字中丁 433 番 7	まで

#### 提案理由

七日市地区の市道路線の変更を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)

(路線の廃止又は変更)

第 10 条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。